

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年六月奈良県
条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第一条中「第五条第四項第五号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に改め、「
県税の」の下に「課税免除及び」を加える。

第二条中「地方活力向上地域特定業務施設整備事業」を「地方活力向上地域等特定業
務施設整備事業」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、
「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号
」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十
八条の九第八項第五号」に改める。

第三条の見出し中「不動産取得税の」の下に「課税免除及び」を加え、同条中「平成
三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、「いう。」の下に「
（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を、「限る」の下に「。以
下同じ」を加え、「税率を、県税条例第三十七条の五の規定にかかわらず、百分の〇・
四と」を「課税免除を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、特別償却設備設置者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施す
る者に限る。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取
得に対して課する不動産取得税の税率を、県税条例第三十七条の五の規定にかかわら
ず、百分の〇・四とすることができる。

第四条の見出し中「固定資産税の」の下に「課税免除及び」を加え、同条中「特別償
却設備設置者」の下に「（法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限
る。）」を、「ついて、」の下に「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めると
ころにより、」を、「限る」の下に「。以下同じ」を加え、「税率を、県税条例第百条

の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から三年度分については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める税率とする」を「課税免除又は不均一課税を行う」に改め、同条各号を次のように改める。

一 初年度（当該償却資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度をいう。以下同じ。） 課税免除

二 第二年度（初年度の翌年度をいう。以下同じ。）及び第三年度（第二年度の翌年度をいう。以下同じ。） 県税条例第百条の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア 第二年度 県税条例第百条に規定する税率に四分の一を乗じて得た率

イ 第三年度 県税条例第百条に規定する税率に二分の一を乗じて得た率

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、特別償却設備設置者（法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、当該特別償却設備である償却資産に対して県が課する固定資産税の税率を、県税条例第百条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から三年度分については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とすることができる。

一 初年度 県税条例第百条に規定する税率に十分の一を乗じて得た率

二 第二年度 県税条例第百条に規定する税率に三分の一を乗じて得た率

三 第三年度 県税条例第百条に規定する税率に三分の二を乗じて得た率

第五条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第三条」を「第三条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例（第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める改正規定及び第三条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める改正規定並びに附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める改正規定に限る。）による改正後の地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成三十年四月一日から適用す

る。

(経過措置)

3 この条例（前項に規定する改正規定を除く。）による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、平成三十年六月一日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

4 平成三十年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除又は不均一課税の申請期限は、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第五条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して一月を経過した日とする。